



統 審 議 第 5 号
平成 19 年 4 月 13 日

総 務 大 臣
菅 義 偉 殿

統計審議会会長
美 添 泰



諮問第318号の答申
特定サービス産業実態調査の改正について

経済産業省は、平成19年に実施を予定している特定サービス産業実態調査（指定統計第113号を作成するための調査）について、サービス産業に関する施策等に必要な統計の一層の整備を図るため、調査対象業種の追加等を行った上で実施することを計画している。

本審議会は、今回の調査計画全般について、統計の体系的整備、統計需要への的確な対応等の観点から審議した結果、下記の結論を得たので答申する。

記

1 本調査の経緯と今回審議の考え方

特定サービス産業実態調査（以下「本調査」という。）については、経済産業省が所管するサービス産業を中心に施策の基礎資料を得ることを目的とし、昭和48年に毎年実施の調査として開始されて以降、平成17年調査までは調査対象業種の追加、調査対象業種の調査年の周期化等の改正が行われ、これによって必要な統計の整備・提供が行われてきた。

平成18年調査は、サービス産業分野の業種特性の的確な把握、調査結果の精度向上等という改正に向けた基本的考え方に基づき、①母集団情報については、従来の業界団体名簿から事業所・企業統計調査名簿に変更するとともに、調査対象業種の分類区分を日本標準産業分類の小分類レベルに統一する、②調査周期については、従来一部業種を除き3年周期であったものを毎年調査とする、③平成18年調査はビジネス支援産業の7業種を対象とする等の改正が行われ、実施されたところである。

現在、政府は、サービス統計の体系的整備を喫緊の課題として、サービス統計の抜本的拡充を図ることとしており、本調査については、平成20年以降の在り方を含め、見直しが要請されている。

一方、本調査が対象としているサービス産業を取り巻く社会経済情勢についてみると、情報化、国際化、人材の流動化等により絶えず大きく変動しており、また、

個別業種ごとにその産業特性・課題等は大きく異なっていることから、こうした業種特性に的確に対応した統計の整備・提供が、行政のみならず学界、産業界等関係各方面において求められている。

以上のことを踏まえ、平成19年調査については、平成18年調査における改正の基本的な考え方に即した調査計画をよりの確に実施することにより、行政のみならず、関係各方面の統計利用者の多様な需要に資する統計として整備することが適当と考えられる。

2 今回の調査計画

(1) 調査対象業種

調査対象業種については、経済産業省における行政施策上の必要性に対応し、サービス統計の整備に資する観点から、平成18年に実施した7業種のほか、日本標準産業分類小分類の中から、「映像情報制作・配給業」、「クレジットカード業、割賦金融業」、「デザイン・機械設計業」及び「計量証明業」を追加する計画である。

これについては、政府のサービス産業に関する重点整備分野、調査実施体制等を考慮したものであり、適当と認められる。

(2) 調査事項

調査事項については、調査対象業種ごとの調査票において、経営組織、資本金額等企業概要把握のための事項と各産業の業種特性把握のための事項が設定されており、おおむね適当と認められる。

しかしながら、以下の2業種については、産業の業種特性・課題、業界の経営環境の変化等をよりの確に把握する観点から、所要の修正を図る必要がある。

ア 映像情報制作・配給業

「映像情報制作・配給業」については、アニメーション分野に対する施策の重点化及び対象業種における収入構造の変化をとらえるため、「4 年間売上高」については国内外別のアニメーション作品による収入、DVD等の映画以外による制作・発売の売上高、商品化権による国内外別の売上高等を把握すること等を計画している。

しかしながら、近年の配信形態の多様化や国際化等による収入構造等の変化をよりの確にとらえるため、「4 年間売上高」においてインターネット配信によるロイヤリティー収入を把握するとともに、「6 年間営業費用及び年間営業用有形固定資産取得額」において配給権獲得費及び版權獲得費の国内外別の内訳を把握する必要がある。

イ クレジットカード業、割賦金融業

「クレジットカード業、割賦金融業」については、クレジットカード業界の収入実態、会員数等を把握するため、「4 年間売上高」については会員の入会金及び会費収入、手数料収入、金利収入等別に把握するとともに、「5 会員数等」についてはクレジットカードの発行枚数、提携先企業数等を把握すること等を計画している。

しかしながら、近年の収益構造等の実態をよりの確にとらえるため、「4 年間売上高」においてリボルビング方式による収入を把握するとともに、「5 会員数等」において IC カード化の比率及び年会費無料のカードの発行状況を把握する必要がある。

(3) 集計事項等

今回、平成18年調査から毎年把握することとした7業種については、前回調査結果との時系列比較等を行えるよう、参考結果として、継続事業所に関する変化率を公表する計画である。

これについては、結果利用上の観点から、平成18年調査において母集団情報の変更を行ったことに伴う影響等について検証の上、統計利用者に情報提供を行うものであり、適当と認められる。

3 今後の課題

(1) サービス統計の体系整備に向けた本調査の在り方

政府は、サービス統計の抜本的拡充を図ることとしており、平成20年以降の本調査については、抜本的拡充に関する検討の中で、その位置付けの明確化と具体的整備が必要である。

なお、この検討に当たっては、新たに導入が検討されている公的統計の整備に関する基本的な計画に関する審議に十分留意して進める必要がある。

(2) 調査対象業種の在り方

経済産業省は、本調査の調査対象業種については、順次拡大を図る考えであるが、地域統計の整備を含めた統計需要への対応と、調査の効率的実施の確保等の観点から、調査対象業種及びその調査対象数について、(1)の課題とともに、検討する必要がある。

また、本調査は、サービス産業における各業種の特性事項、産業規模等の実態を的確に把握することを目的とするものであり、統計利用者のニーズを踏まえた結果提供が求められていることを踏まえ、現行調査計画の基本的な考え方である日本標準産業分類の小分類レベルでの調査対象業種の選定、事業所・企業統計調査を母集団情報とした主業ベースによる把握等調査対象業種の在り方について、改めて検討する必要がある。

(3) 調査事項の見直し

経済産業省は、調査事項について、調査対象業種の在り方と合わせ、行政ニーズのみならず関係各方面の統計需要に対応しうる有用性の高い統計の整備に資する観点から、(1)の課題とともに既存7業種分も含めて見直すことが必要である。とりわけ、サービス産業が業務や労働者の外注に依存している実態、ITを利用した販売形態等の変化、国際化が進展していること等を踏まえ、これらに関する実態を把握するための調査事項の在り方については、早急に見直す必要がある。